

陸軍山岡部隊本部編

參謀本部監修

山西大觀

生 活 社 刊

山西省大觀 第一部 中部地方(下)

目次

第二十二節	長治縣
第一項位置	一
第二項沿革	一
第三項地勢	五
第四項宗教	八
第五項教育	一〇
第六項區制及財政	一一
第七項人口	三
第八項產業	三四
第九項交通	二二
第十項名勝舊蹟	二一

第一項 位 置	一
第二項 沿革	二
第三項 地 势	三
第四項 宗 教	九
第五項 教 育	一〇
第六項 區制及び財政	一一
第七項 人 口	一
第八項 產 業	二
第九項 交 通	四〇

目 次

第一項 位 置.....	空
第二項 沿 革.....	壹
第三項 地 勢.....	壹
第四項 宗 教.....	壹
第五項 教 育.....	七
第六項 區 制 及 び 財 政.....	七
第七項 人 口.....	七
第八項 產 業.....	壹
第九項 交 通.....	八
第十項 名勝舊蹟.....	八
第二十四節 屯留縣	
第一項 位 置.....	四三
第二項 沿 革.....	四三
第三項 地 勢.....	四三
第四項 宗 教.....	四三
第五項 教 育.....	四三
第六項 區 制 及 び 財 政.....	四三
第七項 人 口.....	四三
第八項 產 業.....	四三
第九項 交 通.....	四三
第十項 名勝舊蹟.....	四三
第二十五節 襄垣縣	
第一項 位 置.....	空
第二項 沿 革.....	壹
第三項 地 勢.....	壹
第四項 宗 教.....	壹
第五項 教 育.....	壹
第六項 區 制 及 び 財 政.....	壹
第七項 人 口.....	壹
第八項 產 業.....	壹
第九項 交 通.....	壹
第十項 名勝舊蹟.....	壹
第二十六節 潞城縣	
第一項 位 置.....	全
第二項 沿 革.....	全

第四項 宗教	各
第五項 教育	一五
第六項 區制及び財政	一七
第七項 人口	一七
第八項 產業	一九
第九項 交通	一九
第十項 名勝舊蹟	一四
第二十七節 壺關縣	一〇七
第一項 位置	一〇七
第二項 位置	一〇七
第三項 沿革	一〇七
第四項 地勢	一〇八
第五項 宗教	一〇九
第六項 地勢	一〇九
第七項 人口	一一三
第八項 產業	一一三
第九項 交通	一一四
第六項 區制及び財政	一一四

第七項 人口	一五
第八項 產業	一七
第九項 交通	一七
第十項 名勝舊蹟	一九
第二十八節 黎城縣	一五
第一項 位置	一五
第二項 沿革	一五
第三項 地勢	一六
第四項 宗教	一六
第五項 教育	一七
第六項 區制及び財政	一七
第七項 人口	一七
第八項 產業	一七

第十項 名勝舊蹟.....	一四三
第二十九節 平順縣	一五五
第一項 位 置.....	一五五
第二項 沿 革.....	一五五
第三項 地 勢.....	一五五
第四項 宗 教.....	一六六
第五項 教 育.....	一六六
第六項 區 制 及 び 財 政	一六七
第七項 人 口.....	一六七
第八項 產 業.....	一七一
第九項 交 通.....	一七一
第十項 名勝舊蹟.....	一七一
第三十一節 高平縣	一八一
第一項 位 置.....	一八一
第二項 沿 革.....	一八一
第三項 地 勢.....	一八一
第四項 宗 教.....	一八一
第二項 沿 革.....	一五九
第三項 地 勢.....	一五九
第四項 宗 教.....	一五九
第五項 教 育.....	一五九
第六項 區 制 及 び 財 政	一五九
第七項 人 口.....	一五九
第八項 產 業.....	一五九
第九項 交 通.....	一五九
第十項 名勝舊蹟.....	一五九
第一項 位 置.....	一五九
第二項 沿 革.....	一五九
第三項 地 勢.....	一五九
第四項 宗 教.....	一五九
第一項 位 置.....	一五九
第二項 沿 革.....	一五九
第三項 地 勢.....	一五九
第四項 宗 教.....	一五九
第三十節 晉縣城	一五九
第一項 位 置.....	一五九
第二項 沿 革.....	一五九
第三項 地 勢.....	一五九
第四項 宗 教.....	一五九

第五項 教育	一六
第六項 區制及び財政	一七
第七項 人口	一八
第八項 產業	一九
第九項 交通	二〇
第十項 名勝舊蹟	二一
第三十二節 陽城縣	二〇
第一項 位置	二〇
第二項 沿革	二〇
第三項 地勢	二一
第四項 宗教	二一
第五項 教育	二二
第六項 區制及び財政	二三
第七項 人口	二三
第八項 產業	二四
第九項 交通	二五
第十項 名勝舊蹟	二六
第七項 人口	二八

第八項 產業	二〇
第九項 交通	二一
第十項 名勝舊蹟	二二
第三十三節 陵川縣	二二
第一項 位置	二二
第二項 沿革	二二
第三項 地勢	二三
第四項 宗教	二三
第五項 教育	二四
第六項 區制及び財政	二五
第七項 人口	二五
第八項 產業	二六
第九項 交通	二七
第十項 名勝舊蹟	二八

目 次

六

第三十四節 沁水縣	三七	第三項 地勢	三九
第一項 位 置	二七	第四項 宗 教	四九
第二項 沿 革	二七	第五項 教 育	五九
第三項 地 勢	三九	第六項 區制及び財政	六三
第四項 宗 教	四一	第七項 人 口	六三
第五項 教 育	四三	第八項 產 業	六五
第六項 區制及び財政	四三	第九項 交 通	六七
第七項 人 口	四三	第十項 名勝舊蹟	七〇
第八項 產 業	四六		
第九項 交 通	五一		
第十項 名勝舊蹟	五一		
第三十五節 遼 縣	五五		
第一項 位 置	五五		
第二項 沿 革	五五		
第三項 地 勢	五五		
第四項 宗 教	五六		
第五項 教 育	五六		
第二項 位 置	二五		
第二項 沿 革	二五		

第六項	區制及び財政	二八〇
第七項	人 口	二八一
第八項	產 業	二八三
第九項	交 通	二八六
第十項	名勝舊蹟	二八九
第三十七節	榆社縣	
第一項	位 置	二九一
第二項	沿 革	二九一
第三項	地 勢	二九三
第四項	宗 教	二九四
第五項	教 育	二九五
第六項	區制及び財政	二九七
第七項	人 口	二九七
第八項	產 業	二九九
第九項	交 通	三〇一
第十項	名勝舊蹟	三〇六

第九項	交 通	三〇四
第十項	名勝舊蹟	三〇五
第三十八節	沁 縣	
第一項	位 置	三〇九
第二項	沿 革	三〇九
第三項	地 勢	三一〇
第四項	宗 教	三一〇
第五項	教 育	三一〇
第六項	區制及び財政	三一七
第七項	人 口	三一七
第八項	產 業	三一九
第九項	交 通	三一五
第十項	名勝舊蹟	三一六
第三十九節	沁源縣	
第七項	人 口	三一九
第八項	產 業	三二一
第九項	交 通	三二一
第十項	名勝舊蹟	三二六

目 次

第一項 位 置	三九
第二項 沿 革	三九
第三項 地 勢	三一
第四項 宗 教	三二
第五項 教 育	三三
第六項 區制及び財政	三四
第七項 人 口	三五
第八項 產 業	三七
第九項 交 通	三四
第十項 名勝舊蹟	三四五
第四十節 武鄉縣	三四九
第一項 位 置	三四九
第二項 沿 革	三四九
第三項 地 勢	三四九
第四項 宗 教	三四九
第五項 教 育	三四九
第三項 地 勢	三五
第六項 區制及び財政	三六

八

第四十一節 平定縣	三七
第一項 位 置	三七
第二項 沿 革	三七
第三項 地 勢	三七
第四項 宗 教	三七
第五項 教 育	三七
第六項 區制及び財政	三七

第七項 人 口	二七七
第八項 產 業	二九一
第九項 交 通	二九九
第十項 名勝舊蹟	三八九
第四十二節 昔陽縣	
第一項 位 置	三九三
第二項 沿 革	三九五
第三項 地 勢	三九五
第四項 宗 教	三九七
第五項 教 育	四一八
第六項 區制及び財政	四二〇
第七項 人 口	四二〇
第八項 產 業	四二一
第九項 交 通	四二六

第十項 名勝舊蹟	四二八
第四十三節 孟、縣	
第一項 位 置	四二三
第二項 沿 革	四二三
第三項 地 勢	四二五
第四項 宗 教	四二七
第五項 教 育	四二八
第六項 區制及び財政	四二九
第七項 人 口	四三〇
第八項 產 業	四三一
第九項 交 通	四三九
第十項 名勝舊蹟	四四〇
第四十四節 壽陽縣	
第一項 位 置	四四一

目 次

第二項	沿革	四三
第三項	地勢	四五
第四項	宗教	四七
第五項	教育	四八
第六項	區制及び財政	四九
第七項	人口	五〇
第八項	產業	五一
第九項	交通	五二
第十項	名勝舊蹟	五〇

第二十二節 長治縣

第一項 位 置

長治縣は本省の東南部に位し、東は蒲關縣、南は陵川・高平の二縣、西は長子縣、北は屯留・潞城の二縣に界し東西四〇支里、南北一〇〇支里、面積二、〇五八・一五方支里である。

第二項 沿 革

(1) 夏＝冀州の地であつた。

(2) 商＝黎國の地であつた。黎は「說文」には鬯とあり「史記」には鬯または趴・飢等と見ゆ。皆同聲なる故、種々に書き傳へしたものであらう。黎は侯爵の國にて、その出所に就きては種々異説がある。或は商の一族にて子姓なりと云ひ、「風俗通」は九黎の後ちなりと云ひ、「左傳」は顓頊の後ちなりと云つてゐる。商の末紂王の時、黎侯は西伯の文王のために討たる。「詩經」の一章に西伯戡黎とあるはそれである。また、殷が朝歌（今の河南省淇縣にあり）に都せし時は畿内の地となつた。

(3) 周＝黎侯の地にて「呂氏春秋」には武王が新たに帝堯の後繼を封じて黎侯となせりと云ひ、周代の黎侯と異なる如

きことを述べてゐる。

- (4) 春秋時代＝赤狄の潞國は黎を討伐して此の地を領せし故、晉の景侯は赤狄を攻略して黎國を復興せしめた。復興以前の黎國の都は、今の長治縣城の西南に當る黎侯領の下にあつたが、復興後は今の黎城縣に移されし如くである。(黎國のことにつきては尙ほ黎城縣の條参照)。潞國は黎國を滅ぼす以前も、この縣の一部を領し居りし如くである。
- (5) 戰國時代＝上黨の地にて初め韓の領土なりしも桓惠王の十年、秦が太行に進攻し來たりしため、韓の上黨の郡守馮亭は、上黨の土地をもつて趙に投降す。そのため此の地は趙の領土となつた。

上黨の名は「釋名」に據れば「黨」は「所」にて、山上にありて、その最も高き所なる故、上黨と稱すなりと云ふ。

- (6) 秦＝上黨郡壘關縣の地にて上黨郡治置かる。この時代の壘關縣治は今の長治縣城である。
- (7) 漢＝同じく壘關縣置かれ、上黨郡に屬す。呂后元年四月、孝惠帝の後宮の子劉武を封じて壘關侯となせしも、同年六月、淮陽王に移封す。
- (8) 後漢＝壘關縣を置き、上黨郡に屬せしむ。建安の初め、董卓の亂により上黨郡の郡治を長子城より縣城に移せり。
- (9) 三國＝魏の領土にて、壘關縣の地、上黨郡に屬せしむ。
- (10) 晉＝同じく壘關縣を置き、上黨郡に屬せしむ。この時代の上黨郡治は、潞縣にありし如くである。永嘉の亂に、この地は劉淵の領有する所となり、その後石勒・慕容儁・苻堅等々この地を領す。慕容永の前秦時代、この地方を

奪ひ長子城に都して西燕と號せし時、この地を領有せしも、八年にして永は後燕の慕容垂のために滅ぼされ、この地は後燕に入つた。併し垂の死後、拓跋魏のために併呑さる。

(11) 北魏＝太平真君中、上黨郡治を壺關縣城に置きしも、太和十三年に再興し、景明二年、縣治を頴陽岡に移す。

れ今の壺關縣の縣城である。

(12) 北齊＝北魏に同じく壺關縣の東部の地となし、上黨郡に屬せしむ。

(13) 北周＝建德七年、潞州を襄垣城に置き上黨郡を領せしむ。

(14) 隋＝開皇の初め、上黨郡を廢し、同十六年、壺關縣の西部の地を析き上黨縣を置き、潞州に屬せしむ。大業の初め、再び上黨郡を置き、上黨縣城に郡治を置き壺關縣を廢し同縣に編入す。

(15) 唐＝上黨縣を置き潞州に屬せしめ、潞州の州治を縣城に置く。武德四年、上黨縣の地を析きて、また壺關縣を置く。

天寶元載、潞州を改めて上黨郡となせしも、乾元元年、再び潞州となし、昭義軍節度使を置き河東道に隸せしむ。

潞州は上黨・壺關・長子・屯留・潞城・襄垣・黎城・涉・銅鞮・武鄉の十縣を領す。

(16) 五代＝唐・晉・漢・周は等しく唐の制に従ひ、上黨縣を置き潞州に屬せしむ。

(17) 宋＝上黨縣を置き初めは潞州に屬せしも、建中靖國三年、潞州を郡となし更に崇寧三年、併せて隆德府となすに及び是れに屬せしめ、縣城に府治を置く。隆德府は上黨・屯留・襄垣・潞城・壺關・長子・涉・黎城の八縣を領す。

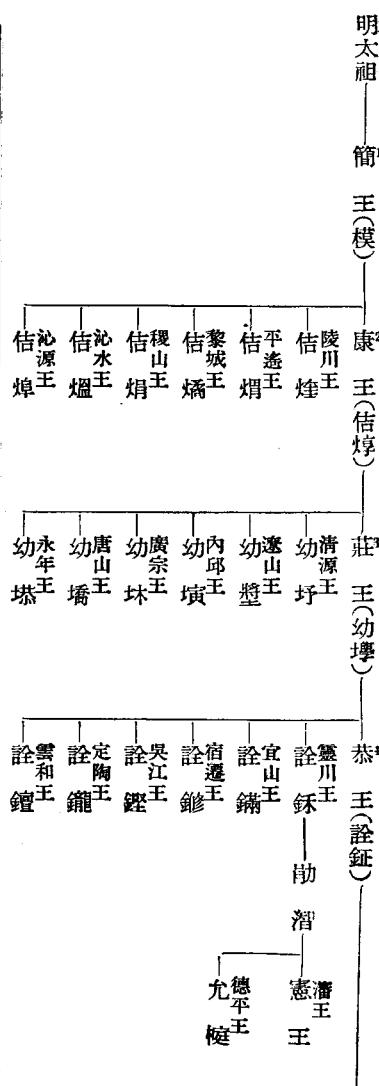
(18) 金＝上黨縣を置き潞州に屬せしめ、潞州の州治を上黨縣城に置く。天會六年、縣城に節度使兼潞南遼沁觀察處を置く。

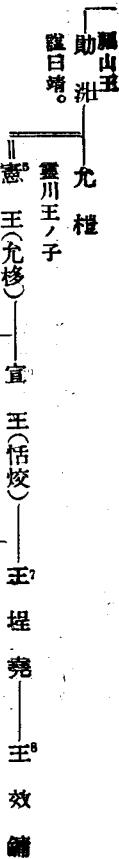
置く。上黨縣内には八義鎮の一鎮があつた。

元は上黨縣を置き潞州に屬せしめ、潞州は州治を縣城に置き晉寧路に屬し七縣を領す。

(20) (19) 元は上黨縣を置き潞州に屬せしめ、潞州は州治を縣城に置き晉寧路に屬し七縣を領す。
明洪武二年、上黨縣を省きて潞州に編入す。嘉靖七年に潞州を合せ潞安府となし、同八年二月、もとの上黨縣

潞安府は長治・長子・屯留・襄垣・潞城・壺關・黎城・平順の八縣を領す。洪武二十四年、太祖の二十一子朱模を潞王に封じ王都を潞安府に置かしむ。模は永樂六年封地に就く。





(21) 清＝長治縣を置き潞安府に屬せしめ、潞安府治を縣城に置く。

(22) 民國＝民國元年、潞安府を廢し長治縣を襄寧道に屬せしめしも、同十六年、道をも廢するに及び、山西省に直隸するに至る。

第三項 地 勢

太行山脈の西走支脈は本縣の東部及び南部に入り、山岳地を形成せしめ居るも、西北部は潞安盆地中にありて非常に廣闊である。従つて地形も東南に高く、西北に低き状態を呈してゐる。山岳地帯に於ても特に高山はなく、大概海拔一、〇〇〇米前後である。

一、山 系

石子河以南の山岳は、壺關縣地方より西走し來りし太行山脈の支脈に屬する。その山には小石山・鳳凰山・靈泉山・秋谷山・天臺山・五龍山・金粟山・三嶺山・黎侯嶺・牛王嶺・五定山・浮山・佛山・雄山・東山・雄東山・鶴鳴山・南雲山・二仙山・南五龍山・八諫山・石佛山・鵠子山・南泉山・玉泉山・神山・首陽山・福泉山・羊腸嶺・聖皇嶺・興隆山・石泉山・秀巖山・秦洪山・紫沙嶺・團山等がある。

五龍山は縣城の東南二十五支里にあり、全山松生ひ茂り、雨霽れし後ち展望すれば蒼然としてる。「寰宇記」に據れば五胡の慕容永の時、五龍この山に現はれしと云ふ。秋谷山は縣城の東南八支里にあり、五龍山に連續してゐる。

靈泉山は縣城の東南十支里にあり、山腹に洞窟あり、また泉の湧出を見る。金粟山は縣城の東南三十支里にある。三嶺山は縣城の東南三十支里にある。佛山は縣城の東南五十五支里、壺關縣との界にあり、山上に摩雲寺あり、山麓に翠雲寺あり、また佛耳山とも云はる。浮山は縣城の東南五十五支里にあり、山上に寶峰寺あり。雄山は縣城の東南六十支里にあり、三峰相對峙し、盛夏の候、松柏蒼翠と茂り、ために文人連の納涼觀賞に來たる者多し。五色の蝶の幾千群をなして飛來することありと云はれる。

東山は縣城の東南七十支里にある。羊頭山は縣城の東南七十支里、高平縣との境にある。雄東山は縣城の東南七十五支里にあり、壺關縣に連續してゐる。鶴鳴山は縣城の南八十支里にあり、南方高平縣に連る。一名火山とも云ふ。即ち西火嶺である。南雲山は縣城の東南八十支里にあり、高平縣に連る。山道は崎嶇とし、山頂には九江廟あり、相